二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物からなるマカダム（小石、砂利、砕石、シングルその他これらに類する工業廃棄物からなるマカダムを混入してあるかないかを問わない。）及びターマカダム（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		A	
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス		A	
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		A	
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）		A	
二五二・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）		A	
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）		A	
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）		A	
二五・二四	石綿		A	
二五・二五	雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず		A	
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク		A	
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの		A	
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石		A	
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）		A	
第二六類				
第二七類				
二七・〇一	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		A	
二七・〇二	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		A	
二七〇三・〇〇	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）		A	
二七〇四・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		A	
二七〇五・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン		A	
二七〇六・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）		A	
二七・〇七	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないかを問わない。）		A	
二七・〇八	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		A	
二七〇九・〇〇	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）		A	
二七・一〇	石油及び歴青油（原油に限る。）		A	
	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
	軽質油及びその調製品			
二七一〇・一一	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		A	
	揮発油			
	低重合度の混合アルキレン		A	
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		A	
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの			
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン		A	
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		A	
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの			
	軽油			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの			
二七一〇・一九	その他のもの			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		A	
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン		A	
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		A	
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの			
	軽油			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A	
	その他のもの			
	その他のもの			
	重油及び粗油			
	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		A	
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製品により得た製品を含む。）		A	
	その他のもの			
	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品の他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの		A	
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		B5	一キロリットルにつき一、〇三六円
			A	
			B5	一キロリットルにつき一、〇五六円
			A	
			A	
			A	
			B5	一キロリットルにつき四、〇五円
			A	
			A	
			A	
			B5	一キロリットルにつき八八七円
			A	
			A	
			B5	一キロリットルにつき八八七円
			A	
			A	
			B5	一キロリットルにつき四、〇五円
			A	
			A	
			A	
			B5	一キロリットルにつき八八七円
			A	
			A	
			B5	一キロリットルにつき一、〇三六円